

議事日程 (令和6年3月29日 午前10時00分)

日程 番号	議事		
1	2月教育委員会会議録の承認		
2	会議録署名委員の指名		
3	教育長報告		
4	議題		
	(1)	議案第7号	令和6年度 今治市教育行政の重点方針及び事業について
		議案第8号	今治市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則制定について
		議案第9号	今治市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則制定について
		議案第10号	今治市立学校管理規則の一部を改正する規則制定について
		議案第11号	今治市学校給食業務に従事する職員のうち単純な労務に雇用される者の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程制定について
		議案第12号	今治市奨学金選考委員会委員の委嘱について

第 5 回教育委員会議案第 7 号

令和 6 年度 今治市教育行政の重点方針及び事業について

標記の重点方針及び事業を別紙のとおり定める。

令和 6 年 3 月 29 日 提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

令和6年度 今治市教育行政の重点方針及び事業

今治市では、令和3年10月、「子どもが真ん中で輝くやさしいまち“今治”～豊かな心と生きる力を育む～」を基本理念とする「今治市教育大綱」を策定しました。今治市教育委員会においては、大綱に定める5つの重点方針に基づいた教育行政を推進し、本市教育のより一層の振興と充実を図ります。

令和6年度は次の諸施策に重点を置くこととします。

(重点方針1)

新たな時代 (Society5.0) を切り拓き、国際社会で活躍する人材の育成に寄与する新しい学校教育の推進

新学習指導要領に基づき、ICTを最大限に活用するなど、「特色ある教育」を展開する中で、「確かな学力」「豊かな人間性」「たくましい心と体」を育成し、子どもたちの「生きる力」を育みます。

【基本施策】

① 「知・徳・体」のバランスがとれた育成を図る教育を推進し、自ら課題を発見し、自ら解決するために必要な資質・能力を育みます。

- ◇主体的・対話的で深い学びの視点から「どのように学ぶか」も重視し、「分かる」「考える」「伸びる」を実感できる更なる授業改善を行います。
- ◇愛媛大学教育学部等との共同研究を通して、授業改善に努めます。
- ◇各種調査等の活用を図り、学習指導の改善に努めます。
- ◇ふるさとキャリア教育等において、体験活動や問題解決的な活動（PBL）等の学習活動を発展的に繰り返した探究的な学習を充実し、思考力・判断力・表現力を育成します。
- ◇道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実を図ります。
- ◇読書意欲の喚起等による読書活動を推進します。
- ◇「児童生徒顕彰」、「がんばる子ども応援賞」で認め、励まし、伸ばします。
- ◇互いの良さを認め合ったり、達成感を味わったりできる体験活動を工夫・充実させ、児童生徒の自己肯定感や自己有用感の高揚を図ります。
- ◇先進校等と連携を図り、学校体育の充実に向けて運動に親しむ態度を育てます。
- ◇様々な主体と連携を図りながら、児童生徒の運動技能の向上に努めます。
- ◇学習アシスタント等の学校スタッフの配置を増員し、教育研究所を充実することで学力水準向上に向けた各校のサポート体制を整備します。

② 情報や情報手段を主体的に選択し、活用していくための情報活用能力や情報倫理を身に付け、ICTを最大限に活用することで、新たな時代 (Society5.0) を切り拓いていくことができる子どもたちの資質・能力の育成を目指します。

- ◇新たな時代 (Society5.0) に必要となる資質・能力を育む授業づくりに努めます。
- ◇情報活用能力を育成するために、発達段階に応じて、1人1台端末をはじめICTを効果的に活用した学習活動やPepper等を活用したプログラミング教育を促進します。
- ◇愛媛県ICT教育推進ガイドラインに示されたICT教育プログラム (Can-Do) を活用し、児童生徒の主体的なICT活用を促進します。
- ◇ChatGPTやSNS等Web上で情報をやりとりする際の情報モラル等の基本的なルール・マナーを、発達段階に応じて計画的に指導します。

③ 児童生徒の実態や授業のねらいに応じてアナログとデジタルの良さを効果的に組み合わせ、授業の質の向上に努めます。

- ◇発達段階に応じて、教材・教具や学習ツールの一つとしてICTを活用しつつ、対面指導と遠隔・オンライン教育とを使いこなすことで協働的な学びの展開を図ります。
- ◇ICT環境や先端技術の活用により、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びの実現に努めます。

④ 教職員一人ひとりのICT活用指導力の向上を目指した研修を充実し、ICT授業マイスターの育成に努めるとともに、ICT活用事例の提示や優良事例の横展開を図ります。

- ◇愛媛県ICT教育推進ガイドラインに示された教員のICT活用スキルチェックを活用し、ICT活用指導力の向上を図ります。
- ◇学力向上につながるICT活用のスキルアップを目的に、ICT支援員を配置します。
- ◇ICTを活用し、児童生徒の考えを引き出すワークシートの作成など、考えを可視化、共有化することで学びの理解を深めます。

⑤ 異文化に触れ合う機会を拡充し、我が国や他の国・地域の伝統・文化について関心や理解を深めるとともに、グローバル化に適応できる英語等の語学力やコミュニケーション能力を育成していきます。

◇イングリッシュキャンプ等、子どもとALTや留学生との関わりを通して、異文化への理解を図り、英語教育を推進します。

◇ALTとの生きた英語に触れる機会を大切に授業づくりを充実させるとともに、今治市内外の留学生と交流するなど、グローバルに活躍するための基礎となる英語力の向上を目指します。

No.	事業名 (担当課)	事業概要	予算額 (千円)	分類
1	子どもの学び支援のための教育連携事業 (教育大綱推進課)	市内の小中高大連携を図り、探究型学習を行うことにより、多様な子どもたちの資質・能力を育成する ・イングリッシュキャンプ開催 700 外国人講師による英語レッスンやゲームにより楽しみながら英語を身につけるデイキャンプ及び宿泊体験研修 ▽対象 小学1年生～中学3年生 ▽ALT (12名) や市内2大学に通う外国人留学生参加予定 ・動物共生社会プロジェクトワークショップ 224	924	1-①
2	知力のアクションプロジェクト (学校教育課)	児童生徒の基礎学力の定着と学力向上を推進する ・教育研究所の充実 8,677 【拡充】 学校経営アドバイザー、ALTアドバイザー、ドローン活用への支援、学習アシスタント等の研修機会の確保 ・学習アシスタント、ICT支援員の配置 136,035 【拡充】 ・放課後学習チャレンジ事業 700 【拡充】 ・学生ボランティアの活用 2,000 【拡充】	147,412	1-① 1-② 3-④
3	今治っ子の体力・スポーツ応援プロジェクト (学校教育課)	学校体育や部活動・課外活動の充実により健やかな体を育成する ・中学校部活動の地域移行に関する実証研究 4,742 【拡充】 ・子ども体力向上対策事業 3,500 ・一般社団法人コーチング科学推進機構との連携 412 【新規】	8,654	1-①
4	豊かな心を育む文化芸術体験事業 (学校教育課)	文化芸術体験により豊かな人間性を育成する ・劇団四季による「こころの劇場」 3,447 ・坊っちゃん劇場観覧 1,894	5,341	1-①
5	デジタル教材の充実 (教育大綱推進課、学校教育課)	デジタル教材を活用した効果的な授業及びプログラミング教育を推進する ・指導者用デジタル教科書 110,418 【拡充】 (小学校全教科導入) ・学習者用デジタル教科書 1,433 (算数・数学 文科省の普及促進事業対象外校分) ・授業支援ソフトウェア・ドリルソフトウェアの導入 32,701 (スタディサプリの中学校への全校展開) ・Pepper(ペッパー)を用いたプログラミング授業の展開 1,130 ・プログラミング教育推進事業 1,000	146,682	1-② 1-④
6	ICT環境の充実 (教育大綱推進課、学校教育課)	ICT教育を推進し、教員の負担軽減を推進する ・ICT支援員の配置 50,794 (再掲) ・電子黒板の配置 8,123 ・パソコン教室改修等 10,000 ・ドローンを活用した教育教材の作成 200 (再掲)	69,117	1-② 1-③ 1-④ 3-①
7	グローバル人材育成事業 (教育大綱推進課、学校教育課)	グローバル化に適応できる英語等の語学力やコミュニケーション能力を育成する 児童生徒に生きた英語を提供し、外国語科や外国語活動の学習を支援するための体制の充実を図る。 ・ALT16人 (R5から2名追加) を配置 85,678 【拡充】 ・ALT支援者等研修 1,408 【新規】 ・ALTコーディネーター (1名) の配置 2,570 【新規】 ・ALTアドバイザーの配置 (2名) 608 【新規・再掲】 ・イングリッシュキャンプ開催 700 【新規・再掲】	90,964	1-⑤

(重点方針2)

誰一人取り残すことのない学びの実現

経済的理由等により就学困難な子どもや、障がいのある子ども、不登校の子ども、多様な性自認に悩む子どもなど、特別な配慮を必要とする子どもが増加する中で、誰一人取り残すことなく、一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばし、社会の担い手となるよう、学校・家庭・地域・関係団体が連携を密にし、心と体の居場所の提供や学習支援を図ります。

【基本施策】

① スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の、教育や心理・福祉の専門家を各中学校区に配置することで、一人ひとりの子どもに寄り添った支援の充実を図ります。

- ◇ 県の事業を活用し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ハートなんでも相談員等を増員し、全小中学校で児童生徒や保護者が相談できる支援体制を整えます。
- ◇ 一人ひとりの子どもへのきめ細かな指導を充実させるため、小・中学校の教職員間で積極的に情報交換・情報共有を行い、小中連携を図ります。
- ◇ 性同一性障がいに係る児童生徒や、性的指向・性自認に配慮を必要とする児童生徒に対して、きめ細かな対応に努めます。
- ◇ 協働的な生徒指導体制の下、早期対応に努めます。

② 特別支援コーディネーター等を中心に、教育相談や校内支援体制を構築するとともに、学習アシスタントや、生活支援員等の配置を充実させることにより、一人ひとりの発達特性を把握し、子どもや家庭のニーズに応じた、きめ細かな支援の充実を図ります。

- ◇ 授業のユニバーサルデザイン化を図り、全ての子どもが分かる授業に努めます。
- ◇ 子どもたちの自立・社会参加を促す、インクルーシブ教育システムの構築を目指します。
- ◇ 学習アシスタントの配置を充実させることにより、学力水準向上に向けた各校のサポート体制を強化します。
- ◇ 配置基準を見直し、適用範囲を広げることにより、生活支援員等の配置を充実させ、障がいのある児童生徒が安心して学べる体制を計画的に整えていきます。

③ 不登校児童生徒に対して、学校復帰や社会的自立に向けて、福祉・医療諸機関と連携しながら、教育相談や適応指導を行うとともに、ICTを活用した学びの保障の新たなスタイルを構築していきます。

- ◇ 校内サポートルームを全ての市立小中学校に横展開するとともに、ICTを積極的に活用し「誰一人取り残すことのない学びの実現」を図ります。
- ◇ 不登校等の問題については、学校復帰や社会的自立に向けて、今治市適応指導教室、今治市発達支援センター等との連携を密にするとともに、支援体制の整備に努めます。
- ◇ 教育相談の充実を図るとともに、ICTを活用した学びの保障の新たなスタイルの構築を目指します。
- ◇ 校内サポートルーム設置事業による実践と研究を深め、愛と心をつなぐ不登校対策事業におけるサポートルームでの支援を拡充し、不登校対策支援員を配置するなど、不登校児童生徒に対する支援を推進します。

④ その他支援

No.	事業名 (担当課)	事業概要	予算額 (千円)	分類
8	教育相談活動の充実 (学校教育課)	一人ひとりの子どもに寄り添った支援の充実を推進する ・スクールソーシャルワーカーの配置 1,629 ・ハートなんでも相談員の配置 5,536 ・スクールカウンセラーの配置 (県費)	7,165	2-①
9	特別支援教育の充実 (学校教育課)	子どもや家庭のニーズに応じたきめ細かな支援の充実を推進する ・学校生活支援員の配置 192,151【拡充】 ・教育相談会の実施 ・教育支援委員会の開催 90	192,241	2-②
10	学校支援体制の充実 (学校教育課・教育大綱推進課)	学力水準の向上及び学校における働き方改革を推進する 教員の負担軽減、児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制整備に取り組む ・学習アシスタントの配置 85,241【拡充】 ・外国人語学補助員の配置 13,535【拡充】 ・スクール・サポート・スタッフの配置 11,710 ・事務補助員の配置 4,081 ・嘱託講師の配置 21,671	136,238	2-② 2-④
11	不登校児童生徒への支援 (教育大綱推進課、学校教育課)	福祉・医療機関等と連携して教育相談や適応指導を行い、学校復帰や社会的自立を図る ・「コスモスの家」の設置 ・愛と心をつなぐ不登校対策事業の実施 68,262【拡充】 全小中学校へ校内サポートルームの設置、不登校対策支援員の配置 ・フリースクール事業費補助金 300 ・不登校児童生徒等支援事業 1,000【新規】	69,562	2-③

(重点方針3) 安全安心と学びを充実させる教育環境の整備

学校施設は子どもたちが一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、災害時には地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、その安全性の確保に努めるとともに、新時代の学びを支える教育環境の充実を図ります。社会教育施設等についても、安全で快適な教育環境を整えていきます。

【基本施策】

① 教育現場のICT化や、老朽化の進んだ校舎・屋内運動場等の改修、トイレ洋式化等、安全安心と学びを充実させる教育環境（ハード面）の整備を推進します。

◇老朽化した校舎の改修、施設のバリアフリー化、空調設備の整備、照明のLED化、トイレの洋式化を進め、更なる教育環境の整備・充実を図ります。

② 新しい生活様式の習慣化を図るとともに、新しい生活様式に対応した学校の環境整備を進めていきます。

◇「新しい生活様式」を踏まえ、保健管理体制や衛生環境の整備、新しい時代の教室環境に応じた指導体制、必要な施設・設備等の整備や支援を図ります。

③ 外部人材の参画や、統合型校務支援システム及び学習支援システム等を積極的に活用することにより、学校における働き方改革を着実に実施し、教職員の負担軽減を図ります。

◇教員の事務業務を補助するスクール・サポート・スタッフや補助員を充実させるとともに、学校支援ボランティア等、地域人材の活用を積極的に取り組みます。

◇ICTを活用した教材や指導案の共有化、学習評価や成績処理を行うことにより、事務作業の負担軽減を図ります。

④ 教職員に対する各種研修の充実を図り、一人ひとりの専門知識・能力や倫理観の向上を目指します。

◇生徒の喜びが学校の喜びになり、その喜びを教職員が共有できるような学校組織づくりと、教職員の資質・能力の向上に向けた各種研修の充実を図ります。

◇学校経営アドバイザーや指導主事が随時訪問し、学校組織づくりと、若年教職員の資質・能力の向上に努めます。

◇毎年、危機管理マニュアルの見直しを重ね、組織的な危機対応体制の強化を図ります。

⑤ 少子化が進行する中、今後の学校の在り方について、子ども達のより良い学びの環境づくりの視点から検討していきます。また、多様な人間関係や経験を広げるなど、広い視野に立った教育活動を実施するため、小中一貫教育を視野に入れながら、保幼・小・中・高・大の校種間の連携を図ります。

◇本市においても少子化が進行し、小中学校の児童生徒数も減少が続いており、市内市立の小中学校の在り方について検討します。

◇異校種（保幼・小・中・高・大）間の連携を密にし、教育内容や児童生徒の共通理解を図って学びの輪をつなぎ広げます。

◇それぞれの学校種の良さを生かした小・中学校の授業交流を継続的に実施し、小中連携を図ります。

◇小中連携を図った「小中学生会議」を開催し、子どもたちがいじめを自分たちが解決すべき問題として考え、活動する意識を高めます。

◇いじめ防止等の対策について、「学校いじめ防止基本方針」を基に、継続的・計画的に取り組みます。教師の日常の観察やアンケート調査、教育相談を通して、早期発見に努めます。

◇県立学校振興計画を踏まえた島しょ部地域をはじめとする市内高校教育環境の維持に向け、市内高等学校の特色ある取組及び魅力ある学校づくりを地域ぐるみで推進するため設置する高校魅力化提言会議の開催や地域課題に則した支援を行います。

⑥ 子どもたちが自らの命を守り、安全に行動する態度を育成するため、防災、交通安全、感染症対策等に関する教育を推進していきます。

◇児童生徒に、危機の予測・回避能力や、自助・共助の力を身に付けさせるための安全・防災教育、交通安全等に関する教育の充実を努めます。

◇関係機関との連携の下、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する指導を推進します。

◇日常的な衛生意識を高め、感染症対策等に関する教育の充実を努めます。

⑦ 安全安心な地域の拠点施設及び避難場所等として、公民館等の教育施設の適切な維持・管理に努めるとともに、地域の関係機関と連携した、通学路の安全点検や見守り活動等、子どもたちの安全を確保するための取組を推進していきます。

◇交通、災害等に関する情報を記載した通学路マップや防災マップの公開を進めるとともに、コミュニティ・スクールを活用するなど、地域ぐるみで児童生徒の安全・防災対策を講じます。

◇PTAや見守り隊と協力し、ネットワークを生かして児童生徒の安全確保に努めます。

◇問題行動や虐待等には、警察や児童相談所、ネウボラ政策課等との連携を密にして適切に対応します。

◇今治市公共施設個別施設計画に基づき、公民館施設等の耐震化や長寿命化を図ります。

◇公民館施設・設備について定期的な点検等を行い、適切な管理を行います。

No.	事業名 (担当課)	事業概要	予算額 (千円)	分類
12	校舎の大規模改修・長寿命化対策 (教育大綱推進課)	老朽化の進んだ学校環境の改修整備 ・校舎改修工事 清水小 70,500 ・校舎改修設計 近見中 8,500	79,000	3-① 3-⑦
13	インクルーシブ教育に向けた学校施設の整備 (教育大綱推進課)	多様な子どもが通い学びやすい学校環境の整備 ・バリアフリー化工事(小学校9校、中学校3校) 112,800	112,800	3-①
14	快適な学習環境の整備 (教育大綱推進課)	学びを充実させる学校環境の整備 ・空調設備設置工事【拡充】 特別教室(理科室・音楽室)(小学校26校、中学校15校) 372,000 学級の増加(鳥生小、桜井中、玉川中) 16,900 ・空調賃借料 24,520【拡充】 サポートルーム(中学校12校) チャレンジルーム(小学校15校)など ・トイレの洋式化(小学校6基、中学校6基) 12,000 ・照明器具のLED化 工事(朝倉小、北郷中、大島中、大三島中) 60,900【拡充】 一括LED化(中学校12校) 401,200【新規】	887,520	3-①
15	学校施設の安全対策整備等 (教育大綱推進課)	安全安心の学校環境の整備 ・施設改修 プール(別宮小、近見中) 29,500 防球ネット他(近見小) 43,000 バスケットゴール(朝倉小) 6,300 ・非構造部材の耐震化 4,300【新規】 ・遊具部分撤去 400【新規】 ・遊具修繕 500【新規】 ・体育館・運動場用インターフォン改修 800【新規】 ・設備点検委託(舞台、遊具点検、定期点検) 35,600【拡充】	120,400	3-① 3-⑦
16	ICTを活用した教職員のスキルアップと負担軽減 (教育大綱推進課、学校教育課)	ICT活用により学校における働き方改革を推進する ・校務支援システムの活用 12,541 ・校務用パソコン更新 90,883【拡充】 ・教育系情報基盤機器更新 150,218【拡充】 ・授業支援ソフトウェア・ドリルソフトウェアの導入 32,701(再掲) スタディサブリの中学校への全校展開 ・CBT(県システム)の活用	286,343	3-③
17	教職員等の指導力及び資質の向上 (学校教育課)	各種研修により教職員の専門知識・能力や倫理観の向上を図る ・研究指定による教員の専門知識・能力の向上 4,559 ・学習アシスタント等への研修実施 36(再掲)	4,595	3-④ 3-⑥
18	学校適正配置の推進 (教育大綱推進課)	第2次今治市学校適正配置基本方針の策定に取り組む ・通学区域調整審議会開催 ・アンケート調査 ・説明会 ・先進地研修、研修会	696	3-⑤
19	公民館等整備事業 (生涯学習課)	公民館等の整備計画に沿った機能集約・耐震化等工事 ・伯方支所跡地活用事業・公民館体育館等整備(調査・設計・解体・建築等) 124,200	124,200	3-⑦
20	公民館等管理事業 (生涯学習課)	公民館等の12条建物点検等を踏まえた施設や設備の改修工事 ・消防用設備改修工事(波方公民館) 5,400 ・排煙窓改修工事(吉海学習交流館) 6,000 ・空調設備改修工事(関前開発総合センター) 7,100 ・エレベーター改修工事(大三島公民館) 14,000	32,500	3-⑦
21	児童生徒健全育成推進事業 (生涯学習課)	学校・PTA・地域が一体となった研修や教育相談、地域巡回指導、健全育成推進PR事業等への支援 4,860	4,860	3-⑦
22	就学及び通学支援 (教育大綱推進課)	スクールバスの運行及び通学費補助、市奨学金等の運営・支援 スクールバス運行 110,223【拡充】 遠距離通学費支援 350 今治市奨学金貸付事業 449 育英会事業支援(檜垣育英会、河野育英会、加根又育英会) 1,377	112,399	3-⑥
23	高校魅力化推進事業 (教育大綱推進課)	小中学生の進学先である高校の魅力化を地域ぐるみで推進設置する高校魅力化提言会議の開催及び地域課題に則した支援を実施 高校魅力化提言会議 1,792 島しょ部高校生徒の部活動・下宿・通学費支援 17,000 (参考)【しまなみ振興課予算】 島しょ部高校魅力化創造事業 8,000	18,792	3-⑤

(重点方針4)

「i.i.imabari!」教育version(郷育(きょういく))の推進

みんなで今治を盛り上げ、つい夢中になってしまうような今治の魅力を、広く世界に発信する「i.i.imabari!」キャンペーン。教育分野においても、今治の溢れる魅力を身近に感じてもらえる施策を展開し、ふるさと今治を愛し、今治に夢と誇りを持ち、今治に夢中になる人の輪を広げていきます。

【基本施策】

① 地元産の農林水産物を活用し、「日本一おいしい給食」を提供することで、子どもたちの食に対する関心や理解を高めるとともに、子どもたちの今治愛の育成に繋げていきます。

- ◇学校給食で地元産減農薬米を使用するなど学校における食育を推進します。
- ◇安全で安心な学校給食を推進するため、給食施設・設備の整備・充実を計画的に行うとともに、学校給食の衛生管理については「学校給食衛生管理基準等」に沿って適切な衛生管理を行います。また、空調設備が未整備の調理場については、新たに天吊りスポットエアコンを設置し、熱中症対策を実施するなど、より働きやすい職場環境づくりに努めます。
- ◇栄養教諭、養護教諭などを中心に、正しい食生活の啓発に努めます。
- ◇今治の良さを生かした地産地消の給食を行い、「日本一おいしい給食」を提供することで、子どもたちの食に対する関心を高め、健やかな心と体を育てます。
- ◇小児生活習慣病に関する個別指導や集団指導を通して、食生活の改善に努めます。

② 産学官の連携を図りながら、一貫した今治モデル「ふるさとキャリア教育」の充実に努めます。その中で地域で支え育てた子どもに地域の産業を知ってもらい、地域の雇用につながるよう、産業教育を推進していきます。

- ◇小学校ではふるさと今治に誇りと愛着を持ちながら、課題解決能力と進路選択ができる能力の育成に努めます。
- ◇中学校では職業・勤労に関する体験(えひめジョブチャレンジU-15、今治ジョブチャレ・キャリアサポート・プログラム)などを通して、自己の生き方や進路を主体的に選択する能力の育成に努めます。
- ◇次世代を担い未来を創る今治っ子が、将来に夢や希望を抱き、今治市に戻って働きたい、ずっと暮らしたいと思えるキャリア教育の推進と郷土愛を醸成する「郷育(きょういく)」に取り組みます。

③ コミュニティスクールの充実・発展を図り、保護者及び地域住民の学校運営への参画及び連携強化を進めることにより、一体となって学校教育の質の向上や地域の活性化、児童生徒の健全育成に取り組みます。

- ◇学校・PTA・地域が一体となった児童生徒の健全育成活動を推進します。
- ◇社会と連携・協働し、創意工夫しながら社会に開かれた教育課程の編成に努めます。
- ◇ホームページ、学校だよりなどを通して、積極的に学校の様子を知らせます。
- ◇学校支援ボランティアや大学生ボランティア等の協力を得て、地域ぐるみで児童生徒を育てる風土をつくり、持続可能な学校指導体制を整備します。

④ 見て、触れて、身近に体感できる本物の今治の歴史・文化を教材にすることで、多くの市民が郷土愛を感じ、地域への誇りが持てるよう、ふるさと教育の充実に取り組みます。

- ◇文化財の調査・保存を行い、文化財を活用したふるさと教育を推進します。
- ◇「文化財保存活用地域計画」の策定にむけた準備を進め、文化財の保存・活用の一層の促進に取り組みます。
- ◇「緑の少年団活動」等を通して、地域の自然の良さを学びます。
- ◇小学6年生を対象にふるさとキャリア教育のカリキュラムで学んだ今治の魅力ある場所や地域、また、SDGs実現に取り組む地元企業を巡り、今治を体感・体験する「今治ふるさと魅力体験(SDGs体験)プログラム」を実施します。

No.	事業名 (担当課)	事業概要	予算額 (千円)	分類
24	日本一おいしい学校給食 (学校給食課)	子どもたちの食に対する関心や理解を高め、今治愛を育成する ・学校との連携・協働によるほか、レシピコンテストによる新たなメニュー開発及び提供 2,500 ・学校給食地元産減農薬米補助による食育推進 6,600 参考【農林水産課予算】※地産地消推進事業費 12,600 ア 麦大豆生産振興(豆腐製造) 331 イ 麦大豆生産振興(パン製造) 3,246 ウ 麦大豆生産振興(大豆種子) 50 エ 地元水産物流通支援 6,684 オ 地元ジビエ流通支援 277 カ 有機農産物支援 645 キ 地元農林畜産物等流通支援 1,136 ク 学校農園等有機JAS取得推進 31 ケ 減農薬米流通支援事業 200	9,100	4-①
25	調理場の改修・長寿命化対策 (学校給食課・教育大綱推進課)	調理場の改修等により、安全安心な給食を提供する ・調理場施設改修 32,000 ボイラー取替(センター) 28,500 高圧機器取替(伯方) 3,500 ・空調設備賃借(16調理場) 14,000【新規】 ・厨房器具更新 37,100 ガス立体炊飯器(学校給食センター) 食器洗浄機(清水調理場、朝倉) ガス給湯器(国分小) 食器消毒保管庫(大西)など ・牛乳保冷庫更新(小学校1台、中学校1台) 1,600【新規】	84,700	4-①
26	学校給食食材の物価高騰対策 (学校給食課)	安全安心な給食の提供により、今治愛を育成する ・学校給食費改定激変緩和措置の実施 45,600【新規】 ・学校給食費統一化支援事業 4,750【新規】	50,350	4-①
27	未来を創るキャリアスキルプロジェクト (学校教育課)	産学官の連携によりキャリア教育を推進する ・ふるさと魅力体験プログラム 5,508 ・今治ジョブチャレ・キャリアサポート・プログラム 792 ・今治市ふるさとキャリア教育委託 3,100	9,400	4-②
28	児童生徒の健全育成及び地域協働活動推進支援費 (教育大綱推進課)	学校運営協議会が、学校・地域・保護者とともに実施する地域協働活動を推進・支援する ・学校運営協議会活動支援費 1,500 学校運営協議会が実施する健全育成活動、地域活動支援 ▽学校校内清掃について、地域住民や学校体育施設使用団体等の学校関係者に参加協力を依頼 ・学校運営協議会校内清掃ごみ清掃処分費 2,400	3,900	4-③
29	学校支援ボランティアの配置 (学校教育課)	学校の教育活動を支援するボランティアを配置する 活動内容：①学習指導支援 ②環境整備支援 ③学校生活支援	385	4-③
30	文化財の調査・保存・活用 (生涯学習課)	文化財を活用したふるさと教育を推進する ・調査 伊予国府跡探索事業 1,677 個人民間開発及び公共事業に伴う試掘・発掘調査 3,855 村上海賊関連遺跡調査 470 ・保存、活用 指定文化財の保存・活用事業に対する支援 11,328 国指定史跡 能島城跡保存修理事業 38,002 ・文化財保存活用地域計画策定 5,358【新規】	60,690	4-④

(重点方針5)
人生100年時代を見据えた、生涯学び活躍できる環境の整備

人生100年時代を迎え、老若男女だれもが文化芸術、スポーツ活動などに親しむことで、自分の可能性を開花させることができるとともに、大きな社会変革を乗り越え、豊かさを次世代に引き継ぐために、みんなが考え、行動することに喜びを感じられるまちづくりを展開していきます。

【基本施策】

① 文化芸術活動・スポーツ活動を通して、異世代間の交流を深め、様々な目的やレベルに応じて多様な活動を楽しめる環境の整備に取り組みます。

◇今治市が誇る文化・芸術・スポーツ・歴史遺産・自然環境等の多種多様な地域資源や各分野で今治を支える魅力ある人々、企業等の地域の力を生かした教育プログラムを、ふるさとキャリア教育で実施します。

② 公民館及び図書館や文化施設などの運営管理について検討し、利用率の向上、発信力の強化、採算性の向上で、市民に親しまれる施設に再生します。

- ◇公民館の講座等の実施など、身近な地域での学習機会の充実に取り組みます。
- ◇学習活動等に関する幅広い情報が得られるよう、SNS等を活用し、公民館等の利用状況や各種講座の開催などの情報提供を行います。
- ◇電子図書館の利用促進や、図書館を身近に感じられる魅力あるサービスの向上を図ります。
- ◇ICTを活用し図書予約サービスを充実させるなど、市民ニーズを的確に把握しながら、魅力ある図書館づくりを推進します。
- ◇島しょ部公民館等に図書館資料窓口を開設するなど、全ての市民がどこに住んでいても等しく図書館サービスが受けられるよう取り組みます。
- ◇コミュニティ・スクールの導入による地域とともにある学校づくりを通して、地域ネットワークを形成し、地域の活性化につなげます。

③ 生涯学習を総合的に推進するために関係機関と連携を図り、生涯学習の充実や人権の尊重などを通じて、世代を超えてみんながつながり、活躍できる地域の基盤づくりに取り組みます。

- ◇生涯学習を総合的に推進するため、関係機関と連携を図りみんなが参加できる生涯学習と交流の場づくりを行います。
- ◇生涯学習の指導者を育成し、市民の自主的活動の支援を行います。地域の学びを支える担い手づくりを進めます。
- ◇地域課題解決に繋がる市民の学習や活動を支援します。
- ◇学校・家庭・地域の連携を図り、明るい家庭環境と子どもの居場所づくりを推進します。
- ◇人のために働くすばらしさを認め、励まし、伸ばします。
- ◇あらゆる差別の解消を目指し、互いに尊重し合う仲間づくりを推進します。
- ◇毎月11日を「人権の日」と定め、人権意識の高揚を図ります。
- ◇人権問題の解決を図るために、授業や研修会の充実に努めます。
- ◇全教育活動を通して、自他の生命と人権を大切にすることを進めます。
- ◇ボランティア活動を充実させ、主体的に社会に貢献する子どもを育成します。
- ◇高齢者や障がいのある人たちとの触れ合い・交流を通して、児童生徒の社会性を育みます。

④ スポーツを「する」「みる」「ささえる」機会の充実を図り、みんながスポーツの価値を享受し生活の一部とすることで、ライフステージに応じて、楽しく健康で生き生きとしたスポーツ活動ができる環境の整備に取り組みます。

◇部活動や課外活動を通して、たくましい心を育て、体力・競技力の向上を図ります。

No.	事業名 (担当課)	事業概要	予算額 (千円)	分類
31	SNSを活用した地域活動 の情報発信 (生涯学習課)	Facebookなどによる公民館活動情報の発信をする	—	5-②
32	図書館サービス平準化 事業 (生涯学習課)	図書館を身近に感じられる魅力あるサービスの向上を図る ・電子図書館の利用推進 地域資料のデジタル化による資料保存と発信力の向上 市立小中学校・全児童生徒に利用ID発行【継続】 電子雑誌コンテンツ利用による非来館型サービスの拡張 1,320 ・島しょ部公民館等に図書館資料貸出窓口運営 928	2,248	5-②
33	学校・家庭・地域連携 推進事業 (生涯学習課)	明るい家庭環境と子どもの居場所づくりを推進する ・地元住民と子どもの交流推進（放課後子ども教室） 1,833 ・家庭教育支援（PTA家庭教育学級、子育て学習講座） 270	2,103	5-③
34	女性教育支援事業 (生涯学習課)	持続可能な社会の実現に向けた活動や学習機会を支援する ・婦人学級の開講支援（講師謝礼金） 1,200 ・婦人会への地域ふれあい推進事業の委託 1,292 ・地域活動における女性リーダー育成のための勉強会開催 21	2,513	5-③

資料 2

第 5 回教育委員会議案第 8 号

今治市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則制定について

標記のことについて、別紙のとおり定める。

令和 6 年 3 月 29 日提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

今治市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和6年 月 日

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

今治市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

今治市教育委員会事務局処務規則（平成 17 年教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 4 号中「日本一おいしい給食係」を「日本一おいしい給食担当」に改める。

第 14 条の次に次の 3 条を加える。

（政策推進官）

第 14 条の 2 必要があるときは、課に政策推進官を置くことができる。

2 政策推進官は上司の命に従い、特定の政策に関する事務を処理する。

（調整官）

第 14 条の 3 必要があるときは、課に調整官を置くことができる。

2 調整官は上司の命に従い、専門的な知識経験を必要とする困難な事務を処理する。

（担当官）

第 14 条の 4 必要があるときは、課に担当官を置くことができる。

2 担当官は上司の命に従い、専門的な知識経験を必要とする事務を処理する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

資料 3

第 5 回教育委員会議案第 9 号

今治市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則制定について

標記のことについて、別紙のとおり定める。

令和 6 年 3 月 29 日提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

今治市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和6年 月 日

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

今治市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

今治市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則（平成 17 年教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表事務局の項中「係長」の次に「、政策推進官、調整官、担当官」を加え、同表教育機関等の項中「班長」の次に「、政策推進官、調整官、担当官」を加える。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

「参 考」

今治市教育委員会職員の職名に関する規則改正条項新旧対照表

新		旧	
<p>(組織上の職名)</p> <p>第4条 職員の組織上の職名は、次のとおりとし、当該職名の上にそれぞれ組織上の名称(担当を含む。)を冠するものとする。</p>		<p>(組織上の職名)</p> <p>第4条 職員の組織上の職名は、次のとおりとし、当該職名の上にそれぞれ組織上の名称(担当を含む。)を冠するものとする。</p>	
区分	組織上の職名	区分	組織上の職名
事務局	副教育長、局長、事務局次長、課長、主幹、室長、地域教育課長、課長補佐、係長、 <u>政策推進官、調整官、担当官</u>	事務局	副教育長、局長、事務局次長、課長、主幹、室長、地域教育課長、課長補佐、係長_____
教育機関等	館長、所長、教室長、園長、施設長、場長、館長補佐、所長補佐、副園長、教頭、係長、作業長、班長、 <u>政策推進官、調整官、担当官</u>	教育機関等	館長、所長、教室長、園長、施設長、場長、館長補佐、所長補佐、副園長、教頭、係長、作業長、班長_____

資料 4

第 5 回教育委員会議案第 10 号

今治市立学校管理規則の一部を改正する規則制定について

標記のことについて、別紙のとおり定める。

令和 6 年 3 月 29 日提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

今治市立学校管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和6年 月 日

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

今治市立学校管理規則の一部を改正する規則

今治市立学校管理規則（平成17年今治市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項を次のように改める。

- 2 前項第4号の主任は、事務職員のうちから教育委員会が命ずるものとする。ただし、その他の主任等は、指導教諭又は教諭（同項第3号の主事にあつては、指導教諭、教諭又は養護教諭）のうちから教育委員会の承認を受けて校長が命ずるものとする。

第18条の見出し中「副参事等」を「事務長等」に改め、同条第1項中「、副参事」を削り、「事務長」の次に「、事務主幹」を加え、同条第2項中「副参事、」を削り、「事務長」の次に「、事務主幹」を加え、「主任」の次に「、主任主事」を加え、同条第3項、第4項及び第8項を次のように改める。

- 3 事務長は、校長の監督を受け、学校の事務を総括する。
- 4 事務主幹は、事務長を補佐し、上司の命を受けて学校の事務を管理する。
- 8 主任主事及び主事は、上司の命を受け、事務に従事する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

〔参考〕

今治市立学校管理規則の一部を改正する規則改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(主任等の設置)</p> <p>第17条 略</p> <p><u>2 前項第4号の主任は、事務職員のうちから教育委員会が命ずるものとする。ただし、その他の主任等は、指導教諭又は教諭（同項第3号の主事にあつては、指導教諭、教諭又は養護教諭）のうちから教育委員会の承認を受けて校長が命ずるものとする。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>(事務長等の設置)</p> <p>第18条 学校に_____、事務長、<u>事務主幹</u>、事務係長、専門員、主任、<u>主任主事</u>及び主事を置くことができる。</p> <p>2 _____<u>事務長</u>、<u>事務主幹</u>、事務係長、専門員、主任、<u>主任主事</u>及び主事は、その学校の事務職員をもって充てる。</p> <p>3 <u>事務長は、校長の監督を受け、学校の事務を総括する。</u></p> <p>4 <u>事務主幹は、事務長を補佐し、上司の命を受けて学校の事務を管理する。</u></p> <p>8 <u>主任主事及び主事は、上司の命を受け、事務に従事する。</u></p>	<p>(主任等の設置)</p> <p>第17条 略</p> <p><u>2 前項第4号の主任は事務職員のうちから教育委員会が、その他の主任等は教諭（同項第3号の主事にあつては、教諭又は養護教諭）のうちから教育委員会の承認を受けて校長が命ずるものとする。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>(副参事等の設置)</p> <p>第18条 学校に、<u>副参事</u>、事務長_____、事務係長、専門員、主任_____、及び主事を置くことができる。</p> <p>2 <u>副参事</u>、<u>事務長</u>_____、事務係長、専門員、主任_____、及び主事は、その学校の事務職員をもって充てる。</p> <p>3 <u>副参事は、校長の命を受け、重要な事務を処理する。</u></p> <p>4 <u>事務長は、校長の監督を受け、学校の事務を総括する。</u></p> <p>8 <u>主事は、上司の命を受け、事務に従事する。</u></p>

資料 5

第 5 回教育委員会議案第 11 号

今治市学校給食業務に従事する職員のうち単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程制定について

標記規程を別紙のとおり制定することについて同意を求める。

令和 6 年 3 月 29 日提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

「理 由」

愛媛県最低賃金の改正及び人事院勧告に準じて改定しようとするもの。

今治市学校給食業務に従事する職員のうち単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程を別紙のとおり定める。

令和6年3月29日

今治市教育委員会教育長 小澤 和樹

今治市学校給食業務に従事する職員のうち単純な労務に
雇用される会計年度任用職員の給与、旅費、勤務時間
その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

今治市学校給食業務に従事する職員のうち単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与、
旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する規程（平成17年教育委員会規程第2号）の一部を次の
ように改正する。

第6条に次の1項を加える。

5 前4項の規定により決定された額が、最低賃金法（昭和34年法律第137号）において定める愛
媛県の地域別最低賃金額を下回る場合は、当該地域別最低賃金額適用月の初日から最低賃金額
以上の額となる直近上位の号給とみなす。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給 号	職務の級	給食職員	
		1 級	2 級
		給料月額	給料月額
		円	円
1		147,100	200,200
2		148,100	201,200
3		149,100	202,200
4		150,100	203,000
5		151,200	203,700
6		152,300	205,200
7		153,400	206,500
8		154,400	207,600
9		155,300	208,900
10		156,400	209,600
11		157,500	210,400
12		158,600	211,100
13		159,500	212,200
14		160,600	213,100
15		161,800	214,000
16		162,900	214,800
17		164,000	215,700
18		165,400	216,700
19		166,700	217,600
20		167,900	218,500
21		169,000	219,200
22		170,200	220,000
23		171,400	220,800
24		172,600	221,400
25		173,700	222,100
26		175,200	222,600

27	176,700	223,000
28	178,200	223,500
29	179,600	224,100
30	181,000	225,100
31	182,500	226,000
32	184,000	226,600
33	185,400	227,100
34	187,100	228,100
35	188,800	229,100
36	190,500	230,100
37	192,200	230,600
38	193,300	231,700
39	194,700	232,800
40	195,800	233,800
41	196,800	234,500
42	198,200	235,500
43	199,400	236,400
44	200,600	237,200
45	202,100	238,000
46	203,100	238,800
47	204,000	239,500
48	205,100	240,100
49	206,200	240,700
50	207,200	241,600
51	208,100	242,500
52	209,100	243,300
53	210,200	244,200
54	211,200	245,100
55	212,100	245,700
56	213,000	246,400
57	213,900	247,200
58	214,500	247,900

59	215,200	248,600
60	216,000	249,200
61	216,800	249,800
62	217,300	250,600
63	217,800	251,400
64	218,300	252,000
65	218,800	252,600
66	219,400	253,100
67	220,000	253,500
68	220,500	253,900
69	220,800	254,600
70	221,100	255,100
71	221,400	255,500
72	221,700	255,800
73	221,900	256,000
74	222,300	256,300
75	222,600	256,700
76	223,000	257,100
77	223,200	257,400
78	223,700	257,800
79	224,000	258,200
80	224,300	258,600
81	224,600	258,900
82	224,900	259,200
83	225,200	259,500
84	225,500	259,700
85	225,800	259,900
86	226,100	260,100
87	226,400	260,400
88	226,700	260,700
89	227,000	260,900
90	227,400	261,100

91	227,700	261,400
92	228,000	261,600
93	228,200	261,900
94	228,500	262,200
95	228,800	262,500
96	229,100	262,700
97	229,300	262,900
98	229,600	263,200
99	229,800	263,400
100	230,100	263,700
101	230,400	264,000
102	230,600	264,200
103	230,900	264,500
104	231,200	264,800
105	231,500	265,000
106	232,000	265,200
107	232,300	265,500
108	232,600	265,700
109	232,800	266,000
110	233,200	266,300
111	233,600	266,600
112	233,900	266,800
113	234,100	267,000
114	234,600	267,300
115	235,100	267,500
116	235,600	267,700
117	235,900	268,000
118	236,300	268,300
119	236,700	268,600
120	237,000	268,900
121	237,400	269,100
122		269,300

123		269,600
124		269,900
125		270,100
126		270,300
127		270,600
128		270,900
129		271,100
130		271,300
131		271,600
132		271,900
133		272,100
134		272,300
135		272,600
136		272,900
137		273,100

別表第3中「1級4号級」を「1級1号級」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市学校給食業務に従事する職員のうち単純な労務に雇用される会計年度任用職員
の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する規程改正条項新旧対照表

新			旧		
(パートタイム単純労務会計年度任用職員 の給料)			(パートタイム単純労務会計年度任用職員 の給料)		
第6条 略			第6条 略		
2～4 略			2～4 略		
5 前4項の規定により決定された額が、最 低賃金法(昭和34年法律第137号)におい て定める愛媛県の地域別最低賃金額を下回 る場合は、当該地域別最低賃金額適用月の初 日から最低賃金額以上の額となる直近上位 の号給とみなす。					
別表第1(第3条関係)			別表第1(第3条関係)		
職務の級 号給	給食職員		職務の級 号給	給食職員	
	1級 給料月額	2級 給料月額		1級 給料月額	2級 給料月額
	円	円		円	円
1	147,100	200,200	1	136,200	187,400
2	148,100	201,200	2	137,100	188,700
3	149,100	202,200	3	138,100	190,100
4	150,100	203,000	4	139,000	191,300
5	151,200	203,700	5	140,000	192,300
6	152,300	205,200	6	141,000	193,800
7	153,400	206,500	7	142,000	195,200
8	154,400	207,600	8	143,000	196,500
9	155,300	208,900	9	143,800	197,900
10	156,400	209,600	10	144,800	198,900
11	157,500	210,400	11	145,800	200,200

12	<u>158,600</u>	<u>211,100</u>	12	<u>146,900</u>	<u>201,200</u>
13	<u>159,500</u>	<u>212,200</u>	13	<u>147,700</u>	<u>202,400</u>
14	<u>160,600</u>	<u>213,100</u>	14	<u>148,700</u>	<u>203,500</u>
15	<u>161,800</u>	<u>214,000</u>	15	<u>149,800</u>	<u>204,600</u>
16	<u>162,900</u>	<u>214,800</u>	16	<u>150,800</u>	<u>205,700</u>
17	<u>164,000</u>	<u>215,700</u>	17	<u>151,900</u>	<u>206,600</u>
18	<u>165,400</u>	<u>216,700</u>	18	<u>153,300</u>	<u>207,700</u>
19	<u>166,700</u>	<u>217,600</u>	19	<u>154,500</u>	<u>208,700</u>
20	<u>167,900</u>	<u>218,500</u>	20	<u>155,700</u>	<u>209,700</u>
21	<u>169,000</u>	<u>219,200</u>	21	<u>156,800</u>	<u>210,600</u>
22	<u>170,200</u>	<u>220,000</u>	22	<u>158,000</u>	<u>211,700</u>
23	<u>171,400</u>	<u>220,800</u>	23	<u>159,200</u>	<u>212,800</u>
24	<u>172,600</u>	<u>221,400</u>	24	<u>160,400</u>	<u>213,700</u>
25	<u>173,700</u>	<u>222,100</u>	25	<u>161,500</u>	<u>214,600</u>
26	<u>175,200</u>	<u>222,600</u>	26	<u>163,000</u>	<u>215,500</u>
27	<u>176,700</u>	<u>223,000</u>	27	<u>164,500</u>	<u>216,200</u>
28	<u>178,200</u>	<u>223,500</u>	28	<u>166,000</u>	<u>217,100</u>
29	<u>179,600</u>	<u>224,100</u>	29	<u>167,400</u>	<u>217,900</u>
30	<u>181,000</u>	<u>225,100</u>	30	<u>168,800</u>	<u>219,100</u>
31	<u>182,500</u>	<u>226,000</u>	31	<u>170,300</u>	<u>220,100</u>
32	<u>184,000</u>	<u>226,600</u>	32	<u>171,800</u>	<u>220,900</u>
33	<u>185,400</u>	<u>227,100</u>	33	<u>173,100</u>	<u>221,500</u>
34	<u>187,100</u>	<u>228,100</u>	34	<u>174,800</u>	<u>222,500</u>
35	<u>188,800</u>	<u>229,100</u>	35	<u>176,500</u>	<u>223,600</u>
36	<u>190,500</u>	<u>230,100</u>	36	<u>178,200</u>	<u>224,700</u>
37	<u>192,200</u>	<u>230,600</u>	37	<u>179,900</u>	<u>225,200</u>
38	<u>193,300</u>	<u>231,700</u>	38	<u>181,300</u>	<u>226,300</u>
39	<u>194,700</u>	<u>232,800</u>	39	<u>183,000</u>	<u>227,400</u>
40	<u>195,800</u>	<u>233,800</u>	40	<u>184,500</u>	<u>228,400</u>
41	<u>196,800</u>	<u>234,500</u>	41	<u>185,800</u>	<u>229,200</u>
42	<u>198,200</u>	<u>235,500</u>	42	<u>187,200</u>	<u>230,200</u>

43	<u>199,400</u>	<u>236,400</u>	43	<u>188,500</u>	<u>231,200</u>
44	<u>200,600</u>	<u>237,200</u>	44	<u>189,900</u>	<u>232,100</u>
45	<u>202,100</u>	<u>238,000</u>	45	<u>191,400</u>	<u>233,000</u>
46	<u>203,100</u>	<u>238,800</u>	46	<u>192,700</u>	<u>233,900</u>
47	<u>204,000</u>	<u>239,500</u>	47	<u>194,100</u>	<u>234,700</u>
48	<u>205,100</u>	<u>240,100</u>	48	<u>195,500</u>	<u>235,400</u>
49	<u>206,200</u>	<u>240,700</u>	49	<u>196,800</u>	<u>236,300</u>
50	<u>207,200</u>	<u>241,600</u>	50	<u>197,900</u>	<u>237,300</u>
51	<u>208,100</u>	<u>242,500</u>	51	<u>199,000</u>	<u>238,300</u>
52	<u>209,100</u>	<u>243,300</u>	52	<u>200,200</u>	<u>239,300</u>
53	<u>210,200</u>	<u>244,200</u>	53	<u>201,300</u>	<u>240,300</u>
54	<u>211,200</u>	<u>245,100</u>	54	<u>202,400</u>	<u>241,300</u>
55	<u>212,100</u>	<u>245,700</u>	55	<u>203,300</u>	<u>242,000</u>
56	<u>213,000</u>	<u>246,400</u>	56	<u>204,400</u>	<u>242,700</u>
57	<u>213,900</u>	<u>247,200</u>	57	<u>205,500</u>	<u>243,500</u>
58	<u>214,500</u>	<u>247,900</u>	58	<u>206,400</u>	<u>244,400</u>
59	<u>215,200</u>	<u>248,600</u>	59	<u>207,400</u>	<u>245,300</u>
60	<u>216,000</u>	<u>249,200</u>	60	<u>208,400</u>	<u>246,000</u>
61	<u>216,800</u>	<u>249,800</u>	61	<u>209,500</u>	<u>246,800</u>
62	<u>217,300</u>	<u>250,600</u>	62	<u>210,400</u>	<u>247,600</u>
63	<u>217,800</u>	<u>251,400</u>	63	<u>211,300</u>	<u>248,500</u>
64	<u>218,300</u>	<u>252,000</u>	64	<u>212,200</u>	<u>249,200</u>
65	<u>218,800</u>	<u>252,600</u>	65	<u>212,800</u>	<u>250,000</u>
66	<u>219,400</u>	<u>253,100</u>	66	<u>213,600</u>	<u>250,600</u>
67	<u>220,000</u>	<u>253,500</u>	67	<u>214,300</u>	<u>251,300</u>
68	<u>220,500</u>	<u>253,900</u>	68	<u>215,000</u>	<u>251,800</u>
69	<u>220,800</u>	<u>254,600</u>	69	<u>215,400</u>	<u>252,500</u>
70	<u>221,100</u>	<u>255,100</u>	70	<u>215,800</u>	<u>253,100</u>
71	<u>221,400</u>	<u>255,500</u>	71	<u>216,100</u>	<u>253,500</u>
72	<u>221,700</u>	<u>255,800</u>	72	<u>216,400</u>	<u>253,900</u>
73	<u>221,900</u>	<u>256,000</u>	73	<u>216,600</u>	<u>254,100</u>

74	<u>222,300</u>	<u>256,300</u>	74	<u>217,000</u>	<u>254,500</u>
75	<u>222,600</u>	<u>256,700</u>	75	<u>217,400</u>	<u>255,000</u>
76	<u>223,000</u>	<u>257,100</u>	76	<u>218,000</u>	<u>255,500</u>
77	<u>223,200</u>	<u>257,400</u>	77	<u>218,200</u>	<u>255,800</u>
78	<u>223,700</u>	<u>257,800</u>	78	<u>218,700</u>	<u>256,200</u>
79	<u>224,000</u>	<u>258,200</u>	79	<u>219,100</u>	<u>256,700</u>
80	<u>224,300</u>	<u>258,600</u>	80	<u>219,500</u>	<u>257,200</u>
81	<u>224,600</u>	<u>258,900</u>	81	<u>220,000</u>	<u>257,500</u>
82	<u>224,900</u>	<u>259,200</u>	82	<u>220,300</u>	<u>257,800</u>
83	<u>225,200</u>	<u>259,500</u>	83	<u>220,600</u>	<u>258,100</u>
84	<u>225,500</u>	<u>259,700</u>	84	<u>221,000</u>	<u>258,400</u>
85	<u>225,800</u>	<u>259,900</u>	85	<u>221,500</u>	<u>258,600</u>
86	<u>226,100</u>	<u>260,100</u>	86	<u>221,900</u>	<u>258,800</u>
87	<u>226,400</u>	<u>260,400</u>	87	<u>222,300</u>	<u>259,100</u>
88	<u>226,700</u>	<u>260,700</u>	88	<u>223,000</u>	<u>259,400</u>
89	<u>227,000</u>	<u>260,900</u>	89	<u>223,400</u>	<u>259,600</u>
90	<u>227,400</u>	<u>261,100</u>	90	<u>223,900</u>	<u>259,800</u>
91	<u>227,700</u>	<u>261,400</u>	91	<u>224,400</u>	<u>260,200</u>
92	<u>228,000</u>	<u>261,600</u>	92	<u>224,800</u>	<u>260,400</u>
93	<u>228,200</u>	<u>261,900</u>	93	<u>225,100</u>	<u>260,700</u>
94	<u>228,500</u>	<u>262,200</u>	94	<u>225,500</u>	<u>261,100</u>
95	<u>228,800</u>	<u>262,500</u>	95	<u>225,900</u>	<u>261,400</u>
96	<u>229,100</u>	<u>262,700</u>	96	<u>226,200</u>	<u>261,700</u>
97	<u>229,300</u>	<u>262,900</u>	97	<u>226,500</u>	<u>261,900</u>
98	<u>229,600</u>	<u>263,200</u>	98	<u>226,900</u>	<u>262,200</u>
99	<u>229,800</u>	<u>263,400</u>	99	<u>227,300</u>	<u>262,400</u>
100	<u>230,100</u>	<u>263,700</u>	100	<u>227,700</u>	<u>262,700</u>
101	<u>230,400</u>	<u>264,000</u>	101	<u>228,100</u>	<u>263,000</u>
102	<u>230,600</u>	<u>264,200</u>	102	<u>228,500</u>	<u>263,200</u>
103	<u>230,900</u>	<u>264,500</u>	103	<u>228,900</u>	<u>263,500</u>
104	<u>231,200</u>	<u>264,800</u>	104	<u>229,300</u>	<u>263,800</u>

105	<u>231,500</u>	<u>265,000</u>	105	<u>229,700</u>	<u>264,000</u>
106	<u>232,000</u>	<u>265,200</u>	106	<u>230,200</u>	<u>264,200</u>
107	<u>232,300</u>	<u>265,500</u>	107	<u>230,500</u>	<u>264,500</u>
108	<u>232,600</u>	<u>265,700</u>	108	<u>230,900</u>	<u>264,700</u>
109	<u>232,800</u>	<u>266,000</u>	109	<u>231,100</u>	<u>265,000</u>
110	<u>233,200</u>	<u>266,300</u>	110	<u>231,500</u>	<u>265,300</u>
111	<u>233,600</u>	<u>266,600</u>	111	<u>232,000</u>	<u>265,600</u>
112	<u>233,900</u>	<u>266,800</u>	112	<u>232,400</u>	<u>265,800</u>
113	<u>234,100</u>	<u>267,000</u>	113	<u>232,600</u>	<u>266,000</u>
114	<u>234,600</u>	<u>267,300</u>	114	<u>233,100</u>	<u>266,300</u>
115	<u>235,100</u>	<u>267,500</u>	115	<u>233,600</u>	<u>266,500</u>
116	<u>235,600</u>	<u>267,700</u>	116	<u>234,100</u>	<u>266,700</u>
117	<u>235,900</u>	<u>268,000</u>	117	<u>234,400</u>	<u>267,000</u>
118	<u>236,300</u>	<u>268,300</u>	118	<u>234,800</u>	<u>267,300</u>
119	<u>236,700</u>	<u>268,600</u>	119	<u>235,200</u>	<u>267,600</u>
120	<u>237,000</u>	<u>268,900</u>	120	<u>235,600</u>	<u>267,900</u>
121	<u>237,400</u>	<u>269,100</u>	121	<u>236,000</u>	<u>268,100</u>
122		<u>269,300</u>	122		<u>268,300</u>
123		<u>269,600</u>	123		<u>268,600</u>
124		<u>269,900</u>	124		<u>268,900</u>
125		<u>270,100</u>	125		<u>269,100</u>
126		<u>270,300</u>	126		<u>269,300</u>
127		<u>270,600</u>	127		<u>269,600</u>
128		<u>270,900</u>	128		<u>269,900</u>
129		<u>271,100</u>	129		<u>270,100</u>
130		<u>271,300</u>	130		<u>270,300</u>
131		<u>271,600</u>	131		<u>270,600</u>
132		<u>271,900</u>	132		<u>270,900</u>
133		<u>272,100</u>	133		<u>271,100</u>
134		<u>272,300</u>	134		<u>271,300</u>
135		<u>272,600</u>	135		<u>271,600</u>

136		<u>272,900</u>
137		<u>273,100</u>

別表第3（第4条関係）

職種別基準表

給料表	職種	基礎号給の職務の級及び号給	職務の級及び号給の範囲
給食職員	給食調理員	1級 <u>1</u> 号給	1級 <u>1</u> 号給から52号給まで及び2級1号給から37号給まで

136		<u>271,900</u>
137		<u>272,100</u>

別表第3（第4条関係）

職種別基準表

給料表	職種	基礎号給の職務の級及び号給	職務の級及び号給の範囲
給食職員	給食調理員	1級 <u>4</u> 号給	1級 <u>4</u> 号給から52号給まで及び2級1号給から37号給まで

第 5 回教育委員会議案第 12 号

今治市奨学生選考委員会委員の委嘱について

標記のことについて、今治市奨学金貸付条例第 12 条第 2 項の規定により別紙の者に委嘱する。

令和 6 年 3 月 29 日 提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

「理 由」

欠員補充による。

今治市奨学生選考委員会委員

氏 名	谷本 正郎
団体・役職等	今治市内高等学校等校長連絡協議会 会長
任 期	令和6年4月1日～令和7年4月7日

「参 照」

今治市奨学金貸付条例（抜粋）

（選考委員会）

第 11 条 教育委員会の諮問に応じ、奨学生の選考及び奨学金の貸付に関する事項を審議するため、今治市奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

（選考委員会の組織）

第 12 条 選考委員会は、10 人以内の委員で組織する。

2 委員は、教育委員会が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

今治市奨学金貸付条例施行規則（抜粋）

（選考委員会の組織）

第 20 条 条例第 11 条に規定する今治市奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから委嘱し、又は任命する。

（1） 教育関係者

（2） 学識経験者

（3） 保護者代表

（4） 前 3 号に掲げるもののほか、必要と認める者

「参 照」

今治市奨学生選考委員会委員 名簿

氏名	関係役職名
森田 悦子	今治市連合婦人会 副会長
中尾 泰子	今治市民生児童委員協議会 主任児童委員
山本 勇	今治市連合自治会 副会長
正岡 久美恵	今治市P T A連合会 区長理事
木村 晴彦	今治市小中学校校長会 副会長
谷本 正郎	今治市内高等学校等校長連絡協議会 会長
小澤 和樹	今治市教育委員会 教育長
任期	令和5年4月8日～令和7年4月7日 ※但し谷本正郎委員については、前任者との交代により 令和6年4月1日～令和7年4月7日